

〈論 文〉

太宰春台における経世論の転回

山 口 直 樹

I 問題 一連続か転回か一

太宰春台（1680-1747）の『経済録拾遺』（c. 1740s, 以下『拾遺』）は、その主著『経済録』（1729）、特に「食貨」「制度」両巻を「拾遺」、つまり補足することを意図して、春台自らによって記された。延享四（一七四七）年に刊行されたが、執筆年代は不明である。「拾遺」と称する以上、本体としての『経済録』を想定していたのは疑いのない所であるので、享保十四（一七二九）年以降であることは間違い無い。この『経済録拾遺』はそもそも補足であるためか小編であるが、更にその内の「食貨」において、国産専売制を肯定したことから、その思想的先駆者として重要視されて来たものである。この節では、この『拾遺』と『経済録』における関連性とその評価について考える。

まず、従来の研究において、『経済録』と『拾遺』の関係についてどのような見解があったかを確認しておきたい。

渡邊與五郎氏は、『経済録』と『拾遺』における春台の思想を区別せず、一つの体系として捉えており、その中の財政思想論において、その一部として商業藩営論に言及し、春台が社会の困窮を救う根本的対策として『経済録』では、師徂徠の所説を祖述して土着論を説くものの、当面の武士の困窮に対する救済策として、『拾遺』において専売論を説いたのであるという。

東晋太郎氏もまた『経済録』と『拾遺』を区別しないのであるが、「経済発展のおのづからなる趨勢にして、貨幣経済が漸進すれば、財貨

の流通に携はる商人階級は収利の機会に恵まれて富と力を集中することになるのはやむを得ない」（東〔1943〕195）中で、春台の課題は「商権を上にとるといふこと」（195）であったという。それはすなわち、藩が経済活動を行うことを勧めるのは、藩の財政健全化のためではなく、それによって、物価を高低する利権を商人から取り上げて掌握し、貨幣経済を統制することを考えていたからであるといい、『拾遺』における国産専売論を財政政策として捉えていた渡邊氏と異なり、『経済録』における貨幣経済に対する統制の延長として捉えたのであった。

これらの見解に対して、野村兼太郎氏は、『経済録』における春台の議論は、自然経済に帰ることを求める「極めて消極的であり、又当時の社会状態においては先づ穏当な意見」（野村〔1939〕360）であったが、春台自身が「自然経済に帰ることを不可能一少なくとも困難であると考へてみた」（360）、つまり、制度による貨幣経済の統制を断念したと予想される証拠として『拾遺』を挙げ、財政窮乏に対する貨幣獲得として専売制を提唱したと、『経済録』と『拾遺』の間に転回があったことを認めている。

更に進んで、武部善人氏は、春台が『経済録』において、「師の荻生徂徠と共に、封建的な幕藩体制を維持するためにも農本主義的な経済思想を唱えざるを得なかった」（武部〔1997〕128）が、「激動する動態社会に適應する経済思想をうちたて」（129）るべく、「御用学者」（132）として自然経済的な重農主義的思想を超えられず、「心情と現実との乖離ないしは逆行に、破滅

的な自己矛盾を感じた」(132-3)「悲劇の思想家」(132)である師徂徠を乗り越えて、『拾遺』においては、「新時代の到来を予見・予測するとき重商主義的な経済思想」(147)へと進展したのであると積極的に評価し、国際貿易や国内交易による国富の増大を図る重商主義的政策こそが「『春台学』の核心」(149)であり、「そこには前期的であるとはいえ、すでに利潤の追求を原動力として、資本が支配する資本主義の萌芽が見られる」(149)という。

これらの意見に対して、篠崎英二氏は『経済録』時点の春台について、「商品経済それ自体の法則についての理解はみられず、商品経済化の現実、相変わらず奢侈一般の増大として捉えられている」(篠崎 [1990] 98)といい、あくまでも体制再建の方法は欲望制限の体系である礼楽の復活にあったとする。そして、これに対して、『経済録拾遺』の時期においては、「商品経済的現実に沿った藩営商業論を展開し、「体制再建の具体策は領主階級の流通過程掌握以外にない」と、商品経済に対する認識の深刻化によって、「古い秩序に復帰する可能性をすでに断念した」といい、『経済録』と『経済録拾遺』の間に挫折と転回を見出している (98-9)。

以上が主な研究者の見解であるが、若干言及した篠崎氏を除く、これら全てに欠如している問題を指摘しているのが、松浦玲氏と小島康敬氏である。両氏はいずれも、『経済録』全十巻の最終巻である「無為」と「易道」に注目し、『経済録』の結論が絶望であることを指摘している。小島氏はこの絶望について、「政治的なニヒリズム」(小島 [1994] 94)を見出して、『拾遺』の所説とは関連付けられないが¹⁾、松浦氏は、これに「価値基準を転換させて現実の動きを是認する」(松浦 [1965] 246)ための「転換の媒介」(247)という積極的な意味を与え、その転換の具体的な現れとして『拾遺』を位置付けたのであった。

そこで、まずは、『経済録』第五巻「経済」に

展開された経済論について見た上で、『経済録』第十巻「無為」「易道」における春台の結論を検討し、最後に『拾遺』の検討に移りたいと思う。

II 『経済録』における経済論の展開

『経済録』に見える春台の経済論の一つの特色は、それまでの主要な論者である山鹿素行(1622-1685)、熊沢蕃山(1619-1691)、あるいは、春台の師である荻生徂徠(1666-1728)のそれが、流通と分配の統制に主眼を置いていたのに対して、生産の契機を経済論の中に導入したということがある。そこで、以下では、統制、生産の二点から、春台の経済論を概観していく。

1. 統制論

統制論は、主に価格の問題をめぐる、後述する当時の経済システムに準じ、米価の統制と物価の統制に分けて、論じられている。

① 米価統制

春台は、詳しく当時の米価変動について、年代ごとに述べて、主に元禄～享保年間の約三十年の米価動向を見た上で、春台は現在の低米価の原因について、「古は米穀を貴び、今は金弊を貴ぶ故也」(122)、米穀に対して貨幣の価値が高まった所為であると考えた。

幕藩制の安定した運営を期する経世論において、社会秩序の根幹を揺るがす武士の困窮を招く低米価は忌まれるべき状態であり、社会秩序の維持のためには高米価が望ましい状態と考えられたのは当然のことであった。春台は、「米

1)むしろ、小島氏は『経済録拾遺』における藩営商業論の前提として、『経済録』における「近世思想史上、経世済民論としては始めて覇道の立場を承認した」(小島 [1994] 91)という「富国強兵」論を挙げ、その前提には「武士階級が貨幣経済社会に順応すべきである」(91)という考えがあったといい、連続性を認めている。

の價の高下は、民の利病の懸る所也、国を治る人、心を尽して思慮せずば有るべからず」(118)と、米価の統制は国民生活に直結する重要な問題であり、統治者の重大な任務であると述べた上で、各階級、特に武士・農民と商人・職人との間に、米価を巡る利害対立があることを指摘する。すなわち、「米の價貴ければ、士と農とに利あり、工と商とに害あり。米の價賤ければ、工と商とに利ありて、士と農とに害あり」(118)という糶る階級(士農)と糶う階級(工商)の対立である。春台は、この対立図式に対して、高米価の方が四民全体にとって好ましいことであると、次のような経済の流れに即して述べる。

士人の方に金銀多く収まれば、武人は利に疎き者にて、金銀を蓄る心も少き故に、一時の歡樂榮耀に、輒く金銀を出し費す。此時に於て、工人商賈の輩、其利を得て喜ぶ。価の貴き米を糶へども、口に食ふは僅にて、利を得ること多き故に、さのみ米価の貴きを苦しまず。米価賤ければ、士人の方に金銀乏き故に、工商も却て利を得ること少し(119)。

すなわち、「江戸時代における最大の物と貨幣の流れは、年貢であった。(中略)〔年貢が〕社会における物や貨幣の流れの源泉」(速水・宮本〔1988〕37-8)であることから、春台は、高米価は純粋な消費階級である武士の購買力を増加させ、販路の拡大によって商人と職人の収入を増して、全階級に利益を齎し、低米価は、武士の購買力減少により、不景気を招いて、全階級に結局は不利な影響を与えることになってしまおうとして、単なる武士階級(及び農民階級)の私的な利益としてではなく、農民階級によって生産された富が、武士階級による徴収、階級内分配、消費を通して、商人階級・職人階級に分配される経路を想定し、各階級間の経済行為における密接な関連を認識した上で、全階級の

公共の利益として高米価を正当化したのであった。

春台において、高米価はこのように公共の利益であったが、しかし、その一方で、江戸では米価高騰の際に餓死者を出し、幕府による救済策が取られなければならなかったことも承知して、過剰な高値も望ましくないと考えており、四民階級の維持のためには、各階級に障害のないように米価を調節しなければならないと考え、漢の耿壽昌の故事を引いて、常平倉の設置を提唱した。

常平倉とは、米価の過剰な高騰下落を防ぐべく、統治者が「在々処々に倉を立て」(119)、米価が低い時には、高めに買い取って備蓄し、米価が高い時には、安めに放出することで、米価を「貴からず、賤からず、いつも能程の價」(119)、公正価格に調整し²⁾、全階級が相互に損害を受けることがないようにするための方策である。また、米穀を公庫に備蓄することは、飢饉の際の備えとなり、有事の際の兵糧となって、「国家の要務」(120)であると春台は言う。

それでは、具体的にはどのような方法で実施

2) 以下に春台が挙げた利点及び高米価こそが公共の利益となるという観点から、調整目標に想定された「能程の價」は、一応は需要と供給の均衡した価格であったと考えられるが、江戸への流通制限を常平倉の重要な機能としており、低米価であった当時の状況も考慮すると、武士階級に有利な、やや高めな米価であったのではないか。野村兼太郎氏は、常平倉の第一・第四の利点を重視して、「彼(春台)は米価調節一といふよりもむしろ米価の騰貴を策したのであった」(野村〔1939〕352。括弧内引用者)と評するが、これは本文に挙げたような理由から、言い過ぎであるように思われる。尚、需要と供給の調整による米価の安定を図る思想は、既に春秋戦国期の管仲や李悝に見られるものであり、前節で見たように、山鹿素行も既に指摘している(cf. 中村〔1927〕、穂積〔1942〕)。穂積氏によれば、李悝における自然価格は、生産費を割らない程度の価格が想定されていたという(穂積〔1942〕207-8)。

されるべきかと言うと、全国の天領にそれぞれ公庫を建設し、当地の米穀を備蓄して、江戸に輸送せず、当地でも売却せず、当分の間そのままにして置くのである。この方法について、春台は四つの利点を挙げる。すなわち、一つ目は、江戸に必要以上の米が流入し値崩れが起きることを防ぎ、江戸における米の流通量を減少させることで、米価は上昇し、「江戸の米価貴くなれば、海内皆貴くなる」(123)、全国的な高米価を実現できる。二つ目は、米価が高くなることで、穀物を尊ぶようになる。三つ目は、当地の水害や旱魃の際に民への救援物資となり、また、当地の米価の高下に応じて買上・放出して米価を調節できる。四つ目は、江戸への輸送費が懸らないことである。このような利点を挙げて、常平倉を設置することは「善政なるべし」(124)と奨励したのであった。

春台はつまる所、享保以降における安米価の原因を、貨幣経済の浸透による穀物に対する貨幣価値の上昇に見出しつつ、米の流通量を調整して米価の安定を図る常平倉を提唱する所から、米の生産過剰による米価下落も想定していたと思われる。第二節で見たように、米の生産過剰が「米安諸色高」状態を生み出していた一因であることは明らかであるから、その点で、春台の政策判断は妥当なものであったように思われる。

実際に、幕府が享保期に行った米価調整策も、廻米制限令(流通量調整)や買米令(需要喚起)などによる実物面での対策であった。しかし、宮本又郎氏は、これらの米価調整策は根本的な解決を見ず、元文元(一七三六)年の元文改鋳、すなわち、悪鋳された新貨による貨幣供給量の増大(金貨六十五パーセント、銀貨五十パーセントの増大)を待たねばならなかったという(速水・宮本〔1988〕72-3)。正徳・享保の改鋳を「誠二目出度善政也」(太宰〔1729〕140)と称賛した春台において、この政策を想像することはできなかつたであろう³⁾。

② 物価統制

春台は、米価と同じように物価の問題を社会秩序との関係で問題にする。特に、物価を巡っては士、武士階級と民、これは人民全体ではなく、町人階級(「工人商賈」)の利害が真っ向から対立すると考えており、その対立の構図を次のように述べる。

凡民は利に賢き者也、論語(里仁章)に、「小人喻於利(小人は利に喻る)」と、孔子の曰ひしは是也、朝暮に利の事のみを思案する故に、利のことに妙なる智慧を出す也、諸の貨物は民より出る者也、貨物の価貴ければ、民に利ありて、士人に不利なり、価賤ければ、士人に利有りて、民に不利なり(太宰〔1729〕149、括弧内引用者)。

つまり、物価が騰貴すれば町人階級が利益を得て、物価が低落すれば武士階級が利益を得るのであるが、ここで今一度思い出したいのが、米価論で述べられた春台における富の分配過程についての図式、いわば春台流の経済モデルについてである。そこでは、徴収された年貢が武士階級内で再分配され、それが貨幣と交換され、有効需要として販路の拡大に作用し、商人と職人に富を分配することになるということが言われた。それ故に、純粋な消費階級である武士階級に米価が有利であることが、武士の購買力を増進して、社会全体にとっても有益であると春台は高米価を弁護したのであった。物価論においても、恐らくは同じ経済モデルを想定しており、自己利益の獲得に熱心で、社会全体の利益について考慮しない町人階級を、徂徠と同じく「小人」として、「君子」たる武士の統制下に置かれるべき存在として認識していたのである。

また、春台は徂徠のように上下困窮の原因と

3) 次節で見ると、既に徂徠は米価と貨幣量の関係を指摘していた(荻生〔c.1725〕329)。

して物価騰貴を明言しないが、前節で既に見たように、『経済録』当時の物価状況は、「米安諸色高」であり、米価論においても、これを認めていると共に、後で見る問屋制・商人仲間批判において、商人が価格操作の権柄を掌握しているという以上、民が自らに利があるように物価を騰貴させていると考え、これを問題としたことは明らかである。

どうして、統治者階級である武士がこのような屈辱的な状況に置かれて、しかもそれを甘受しなければならないのであろうか。結局、それは武士が都市民（「旅宿の境界」）として貨幣経済に巻き込まれており、尚且つ純粋な消費階級であることから、生活のためには、商人を通して職人の生産した商品を購入しなければならないからである。春台の経済モデルにおいては、富の分配と循環において不可欠な位置を占めていた武士階級であったが、現実の経済構造においては、武士階級の需要量がほぼ不変であるのに対して、供給量を商人や職人が調整できる状態にあり、貨幣経済に一方的に依存する階級として、事実上、町人階級にある種従属する状態に置かれていることを、春台は次のように認めざるを得なかったのであった。

価貴き迎も、衣服飲食の類より、其外人家に必用の物は、買取らでは叶はず、工人商賈は是を知て、常に価を貴くす、上より時々令を下して、価を貴くすることを禁ずれども、賤くは売らず、貴きとて買はねば、士人の方にて用度を弁ぜざる故に、買ふ者の方には、貴きと知りつつ買ふ也（149）。

武士階級は、米の他に売る物もなく、必需品や便益品を生産することもできないため、町人階級に生殺与奪の権を握られているに等しいのであり、幕府や領主が物価引下げを命じた所で、町人階級は商品を市場から引き上げれば済むことであるため、それが効を奏することはなく、

本来米からできる酒はその価格は米価に対応すべきであるのに、高米価の際に高く売るのは勿論のこと、米価が下落しても高米価の際に造った酒であるとして高く売りつけるように、何かにつけて価格を上げようとする「利を貪る」（149）商人の行為を止めようがないのであると春台は見る。

このような経済構造そのものの問題と共に、物価騰貴の原因となっているとして批判の俎上に上げるのが、問屋と商人仲間である。これについては、既に徂徠も批判したことは前節に見たとおりである。そして、春台の問屋・仲間批判も、

且貨物には行家あり、行家とは、今の世に云問屋也、行家には必党あり、（中略）江戸、京、大坂を始として、其外処々に行家等党を結で一朋也、何事にてもあれ、国家に変ありて物の価を増すべき時は、馭使を馳て其党に告知らす故に、国の急に乗じて、即時に其価を貴くし、或いは乏きを見て、有力の行家其物を占る故に、卒に騰躍する也（149-50）。

というように、全国市場における問屋の価格操作が行き渡り、メ売を行って価格騰貴を図ると、徂徠の問屋批判をほぼ祖述するに止まる。そして、春台は、「掌を握たるが如くに自由をなすは、党を結ぶと、馭使の往来便利なるとの故也」（150）と、問屋が市場を支配できるのは、仲間の結成と交通・通信手段の発達によるものと見ていた。また、メ売の例として、商品を積んだ船を江戸沖に停泊させて、価格が騰貴するまで荷を降ろさないことを挙げ、幕府は何故船が停泊しているかを知らず、ただ駆逐しようとするだけで、しかも、商人が役人に賄賂を渡してうやむやにすると批判する（150）。

春台はこれらの問題の根本を、「是皆下に利権ある故」（150）であると断言する。利権とは、

「物の利を自由にする権利」(150)、つまり、価格を支配する権力であり、それが町人階級、特に問屋資本に掌握されていることが原因であるというのである。それ故に、統治者が善政を行うには、これを掌握して、町人に持たせてはならない。しかし、利権を掌握する技術は容易ではなく、「常人の及ぶ所に非ず、学者も今の朱氏学の経生、或は文章の士は決して此を知らず、古今の経済に達する者ならでは、行ひ得ること有るべからず」(150)という。ここで、前漢の桑弘羊の唱えた平準法を優れたものとして挙げ、「平準の政は善き政にて、今の世にも行はるること也」(150)と高く評価して、当代における有効性を認めたのである。

春台によれば、平準法とは、「諸色の貨物の価を、貴からず、賤からず、平均にする」(太宰〔1729〕149)、物価を調節する方法であったが、その具体的な方法については、春台は、「貨物ノ出ル本ノ處々ニ、上ヨリ官人吏人ヲ立置キ、物ノ多少ト、價ノ高下トヲ計テ都下ニ送り、扱賤キ時ハ上へ買取り、貴キ時ハ上ヨリ出シテ賣ル」(151)というように、上で見た桑弘羊のように、物資を中央の平準官に一度集めて再分配することで物価を調節するという方法ではなく、商品の生産地に役人を派遣して、都市における商品の流通量と価格によって供給を調整し、下落すれば買取り、騰貴すれば売却することで価格を調整することを考えている。これは正しく徂徠が批判した、生産地に商品を止めて供給を調整することで物価の騰貴を計るメ売の逆を行くものであり、公営の問屋を置くようなものである。

これによって、「富商大賈擅に大利を取ること能はず」(150)、つまり、商人は利権を恣にすることができなくなるという。しかし、ここで注意すべきことは、「所謂平準トイフモ、上ニハ少ノ損アル也」(151)というように、平準法は統治者が多少の損失を被らなければならないと、春台が考えているということである。春台は何故損失を被るか明言していないが、恐らく

は、物価下落時には高く買上げ、騰貴時には安く売出すという方法を想定していたからであると思われる。もし、損失を恐れ、利益を得ようとすれば、つまり、武士自らが問屋となって市場に参入し、利権を巡って商人と競争しようとするれば、利殖の技術に関しては商人が武士よりも優れているため、必ず敗れるといい、「上にて利を捨る意にて損失を顧みざれば、民の方にある利権を、此方へ取還すことを得る也」(151)と、あくまでも利権を商人から奪取し、物価を安定させるための公共政策として行わなければならないと、武士の利殖行為を厳に戒めるのである。ここにおいて、為政者の商業への参入を説く、すなわち、平準法をいわば経済的行為として捉える桑弘羊と明確に相違し、統治の一環、政治的行為として考える素行と連続しているといえる。また、統治者・武士階級の積極的な利殖行為を勧める『拾遺』における藩営商業論との懸隔が明らかに現れている⁴⁾。

つまり、「善ク政ヲ行フ人ハ、上ニテ利権ヲ執テ、下民ニ利権ヲ持タセヌ也」(150)というように、春台にとっての問題は、経済において武士が疎外され、商人が利権、いわば主導権、支配権を掌握していることであって、物価政策も、「サレバ國ヲ治ル人ハ、ヨク一は是ヲ考テ、商賈ノ情ヲ察シ、平準ヲ行ヒテ、富商大賈ニ利ヲ占ラレヌ様ニ、權ヲ執ルベキ者也」(151)と、経済における商人の主導権を為政者、武士に取り返すことにより、社会の主導権を堅持し、正常な統治を回復するための政策であったのである。

4) 東晋太郎氏は、利権掌握として『拾遺』における藩営商業論を解釈するが、藩営商業論は平準法のような商業統制論ではなく、尽地力論のような富国強兵論の転回と理解すべきであろう(東〔1943〕196)。また、尽地力論において既に考慮されていた特産品の交易と併せて、平準法論における統治者による商品供給の掌握は、藩営商業論の準備をなしたと考えることは可能であろう。

③ 小括

このように、春台は、社会における不安定要素である米価の変動をほぼ正確に把握した上で、これに対して、経済の流れから高米価が公共の利益であることを弁証して、常平倉による統治者の積極的な介入によって流通量と米価を統制し、以て社会秩序の安定を図るべきことを主張した。また、諸物価についても、市場価格を操作する問屋資本を批判して、統治者が公費を投入して市場に積極的に介入し、供給量を調節して、物価を安定させることで、商業における権柄を回復すべきことを説いたのであった。

しかし、徂徠が物価の問題において貨幣量が重要な問題とするのに対して、春台は米価・物価問題において貨幣をほとんど問題とせず、需要と供給の問題としか見ていない。また、調節目標となるべき理想の価格についても、基本的に需給の均衡した価格と考えていたと見て間違いなく、貨幣量が問題とされないことから、価格の基準となるべき価値を想定するというようなこともなかった。何よりも、春台はこの問題の根本が、徂徠が「旅宿の境界」と「無制度」にあると喝破したのと同じく、「今の世は、天下の諸侯人民迄、東都に輻湊して皆旅人なれば、金銀を以て万事の用を達する」(119)、つまり、特に武士が江戸に集まって、貨幣経済に巻き込まれていることにあると考えており、その最終的な解決策は、徂徠、春台ともに、武士階級の貨幣経済からの脱却しかなく、結局の所、その方法は熊澤蕃山以来の武士土着論と米穀通貨論に行き着く他なかったのである。

2. 生産論

① 富国の理念

幕藩体制の基盤が農業にあった以上、春台もまた「民の業に本末といふことあり、農を本業といひ、工商賈を末業といふ」(太宰[1729]108)と、農業を根本的産業として最も重んじる。そして、社会的分業の観点から、四民、春台にお

いては農工商賈⁵⁾は、「国の宝にて、一つ欠ても国といはず」(108)とその存在意義を認めつつも、「然ども農民少ければ、国の衣食乏く成故に、先王の治めには、殊に農を重んぜらる」(108)と、国富の基本は農業にあると、その重要性を強調したのであった。このように農本的な立場に立つ春台は、衣食と社会秩序の関係から、富国強兵の意義について次のように論じる。

人は貴きも賤きも、衣食無ては一日も在れぬ者也、(中略) 饑寒身に偪れば、礼義をも忘るは人の常也、(中略) 然る故に管仲齊国を治めしは、国を富ますことを本とせり、国富めば兵を強くすることも易し、因て是を富国強兵の道といふ、富国強兵を覇者の術といふは、後世の腐儒の妄説也、堯舜より以来、孔子の教に至る迄、聖人の天下を治る道、富国強兵に非るはなし、富国強兵といふ内に、富国は強兵の本也、然れば天下国家を治る人は、食貨の道を能々心に懸て、臣民を養ひ、四維を張り、国用軍用置しからぬ様に思慮せらるべきこと也 (105-6)。

このような理念そのものについては、既に徂徠も説くところであった。すなわち、『政談』第二巻冒頭において、同じく管仲の言葉を引用して、統治の基本に国を富まし民を養うことを認めていた。

それでは、『経済録』において、その富国の方法について具体的にどのように考えていたかが問題となるが、上に引いた文章では明らかではない。これに対して、執筆年代は不明であるものの、『経済録』におけるこの議論とほぼ同じ内容の文章が『紫芝園漫筆』(巻之四)に収録されており、これが春台の富国論の具体的内容を明らかにしていると思われる。

5) 商は行商人、賈は店舗を持った商人。

富国強兵を謂つて覇術と為す者は、經生の談なり。其の実先王の道も亦是の物のみ。食を足し、兵を足らすは孔子の言に非ずや。蓋し国にして富まずんば以て国と為すべからず。(中略) 国を富ますに道あり。能く地の利を尽せば則ち国富む。後の国を為むる者は、率ね地の利を尽す能はず、(中略) 人の資る所、飲食・衣食・薬物・器用、凡そ百の貨財は皆地より産す。善く其の地を治めば、則ち各其の宜しき所に随ひ、其の利を得るなり。然る後に有を以て無に易へなば、則ち用足るべく国富ますべし。此れを地の利を尽すと謂ふなり(原漢文)(中村〔1941〕329-30、傍点引用者)。

春台は富国強兵の道を「地の利を尽す」、『經濟録』で言えば「地力を尽す」であると考えていたことが判る。すなわち、ここで春台が富国の具体的内容として考えていたことは、土地の生産力をその特性に従って最大限まで活用し、より多くの生産物を土地から生産することであった。交易についても、その土地で産出されないものを、生産物と交換するというものを考えており、『拾遺』で目的となる金銀の獲得ではなかった。そのように考えると、『經濟録』における富国強兵論は、富国の必要性を説くのみであって、価格論と貨幣論に基づく貨幣経済統制論に止まった徂徠より更に踏み込んで、具体的に土地生産力の増進と財貨の豊富であるとしたものであった。しかし、それはあくまでも儒教の伝統における利用厚生範囲を出るものではなく、武士階級自らの経済活動による貨幣獲得をその趣旨とする『拾遺』における「霸道」的な国産専売論とはその性格を大きく異にすると言わなければならない。

以下では、春台の富国論について、先行する徂徠の議論を見た後に、具体的に見ていきたい。

② 尽地力論

(1) 徂徠における農村振興論

徂徠は『政談』(c. 1725)において、武士土着を論ずるに際し、その利点の一つとして、土着した武士が農民を指導し農村の生産力を向上させるようになるという積極的な意義を指摘する。

知行所二指置二付テハ、所ヲ賑ス心掛可有也。某久ク田舎ニ住テ見、又其後モ田舎ヨリ来ル人ノ話ヲ聞クニ、百姓ハ愚カナル者ニテ、所ニテ前ヨリ仕来ラザル事ヲバ、サリトハセヌ物也。是ハ地頭ヨリ下知シテ、桑ヲ樹テ蚕ヲサセ、或ハ麻ヲ植、漆ヲ植、楮ヲ植、総ジテ山ヲ立サセ、何ニ付テモ地ノ利ヲ見立テ、所ノ賑フ様ニナル仕方可有。

古ヨリ民ノ治ニ勸農ト云コトノ有ハ此事也。(荻生〔c. 1725〕325)

すなわち、徂徠は、武士を知行所に土着させる時には、「所ヲ賑ス」、その地を豊かにする、富ます配慮がなければならないといい、そのために、保守的で「愚カナル者」である百姓に命じて、蚕糸・麻・漆・楮などの商品作物を生産させる、いわば殖産興業を行わなければならないという。徂徠の意図は抽象的で判り辛いのが、産業を興し、生活を向上させることで農民のためになり、津和野藩では国産の鞍を贈答の品としていると紹介していることから、市場で購入せず、知行地から徴用することで、貨幣を使用せずに済むことが、武士のためになるということ、徂徠は言わんとしたのであろう。

更に、徂徠は商品作物の生産奨励だけではなく、農村工業についても目を向ける。三都では事業として行うのが難しいものがあり、その理由は、家賃が高いことと、物価が高いこと(それは引いては、労賃が高いことである)によって費用が高むからであるといつて、「武家タル

人田舎二住テ、物ヲ仕立ル心有バ、異国・古物モ今又世界二多ク出来スベキコト也」(326)というように、武士が土着して、積極的に導入すれば、農村工業は成功するというのである。

(2) 地力論

それでは、春台の議論はどうかという点、春台は、「天下諸侯の宝といふは土地也」(109)といい、土地を最大の財とする。そして、その理由は富の源泉であるからであった。すなわち、

凡、土地は必ず者を生ずる者也。米麦等の嘉穀を生ずるは土地也。縦、嘉穀を生ぜずとも、百穀の内何かは知らず、民の食する物を生ぜざることはなし。食物の外には種々の物を生じて国の利となる。(109)

と、土地は米や麦、あるいは雑穀を生じ、また国の利益となる財貨を産出する最大の財であるというのである。

この宝である土地は、「是、天地の餌ふ所也。然れども天地は言はず、人の手を執て教ふこともなし」(109)というように天地の恵みであるが、単に放置しておけばいいものではなく、これを積極的に利用することで初めてその意味を持つものである。この土地の積極的な利用について、前項で引いた『紫芝園漫筆』の一文にもあったように、魏の李悝の言葉を引いて、「地力を尽す」(109)という。

春台によれば、この「地力を尽す」ということは、「土より出づる程の利を遺さず取り尽す」(109)ということ、すなわち、土地を十全に活用することであり、それについて、次のように述べている。

地力を尽すといふは、五穀を作出するのみに限らず。(中略)人の智慧を以て五土の別れを弁へ知って、(中略)其上にて他所と交易して有る物を無き物に換ふれば、何

にても用度の乏しきことはなし。如此に土地を治むるを地力を尽すといひ、地に遺利なしといふ。(110-1)

つまり、穀物生産だけではなく、後述する「五土」、つまり、五つの異なる土地をそれぞれの性質を知った上で活用し、それぞれの生産物を交換することで、需要に対して供給が不足することがないことが「地力を尽す」ということである。そして、「其中(五土)より生ずる物を障害せず、能く長養すれば、土地にある程の利、遺らず出で而も之を用て尽ることなし。是を無尽蔵といふ」(111、括弧内は引用者)と、地力を尽せば、その地力は無尽蔵である、土地の特性を十分に生かせば、土地の生産力は無限大であり、従って、国富も無限大に増殖しようという空想的な議論を行ったのであった。

このように、春台は、素行、蕃山以来の統制論を超えて、土地生産力の向上と特産品の生産による収入の増加(尽地力論)を説きながらも、結局、それは空想的であるにとどまり、年貢の増収が経済力の向上に繋がらない「米安諸色高」の状態が打ち続く中で、『拾遺』にみられる武士の経済参加(藩営商業論)を説くに至ったのであろうと思われる。しかし、藩営商業論に移る前に、春台の時代認識について見ておきたい。

Ⅲ 『経済録拾遺』における経済論の転回

1. 『経済録』の結論としての絶望と妥協

春台は、『経済録』第十卷「無為」において、それまでの九卷において、礼儀、制度、官職、軍事、経済、教育、法令など多岐にわたって、統治の学としての「経済」について述べてきた結論として次のように言う。

当代も元禄以来、海内の士民困窮して、国家の元気衰えたれば、只今の世は万事を

止て、偏に無為を行ふべき時節也（太宰〔1729〕279）。

つまり、無駄なことはみんな止めてしまえという、それまでの議論を全て覆す一見絶望的な結論である。これについて、前節に述べたように、小島氏は、春台が徂徠以来の「作為的主体による現実の復古的改革」（小島〔1994〕94）から「無為」、「政治的ニヒリズム」へと転換し、老子の思想にのめり込んだと解する。これに対し、松浦氏は、この「無為」を実質的な「現実への妥協」（松浦〔1965〕247）と解することで、これを媒介として、積極的な価値の転換が春台において行われたと見るのである。

所で、このような悲観的な見解は徂徠も既に抱く所であった。すなわち、『太平策』（c. 1721）において、

茂卿が愚存には、嚴廟（家綱）の末、憲廟（綱吉）の初を、よき時節の至極とす。それよりもはや三四十年過て、世界の困窮よほどつよく、高位の人に愚庸多ければ、もはやなりがたく思ひ侍る（荻生〔c. 1721〕464、括弧内引用者）。

徂徠も春台も共に、元禄年間より前までに制度が建立されるべきであったと歎くのである。しかし、徂徠は「然れども世界の困窮を救ふ道外になく侍るゆへ、（中略）今二十年ばかりまでの間はなるべきことなり」（464）と、二十年後とは言え、制度建立の可能性を認める。これに比べると、春台の悲観はより深刻であると言わなければならない。

そもそも、徂徠の悲観的表現は、現状への絶望というよりも、正徳・享保の改鑄による貨幣流通量の減少が経済を収縮させ、改革を困難にしていることの強調であり、新井白石を強く批判するためのものであったことに注意しなければならない。白石の良貨政策を転換して、銅銭

を増鑄して金銀貨の購買力を相対的に高めるなり、新旧貨幣を共に流通させるなどして貨幣流通量を増大させれば、経済は回復し、改革の準備が整うであろうというのが、徂徠の言わんとする所であった。

これに対して、春台はほぼ全く制度建立の可能性を認めず、「上モ下モ一向ニ作為スルコト無ク、天地自然ノ勢ニ任セテ、天下ノ事ニ少モ手ヲ著ケズ、其成行ママニシテ捨置」（275）くことを勧める。その理由については、幕府の現状を次のように批判しつつ論ずる。

初ヨリ正シキ制度モナク、堅キ法令モナク、古ヲ稽タル政モナク、只因循苟且ノ政ヲ行テ、數百年ヲ經テ、士大夫ハ世禄ニテ驕奢淫佚ノ行ヲナシ、民ハ本業ヲ棄テ末利ヲ事トシ、風俗頹廢シ、上下困窮シタル時節ニ、真ノ經濟ニ非ズシテ、彼此ト舊政ヲ變ズルハ大ニ不可ナルコト也。此時ニ當テハ、大槩国ヲ治ムル政事ヲ止メテ、只無為ノ道ヲ行フニシクハナシ（274）。

国初に制度を立てず、ただ因循苟且の政、つまり、その場しのぎの政治で誤魔化して、百年近くが経ち、奢侈が蔓延して、社会が困窮してしまった時に、下手な改革を決して行ってはならないというのである。正確に言えば、春台も、「英雄ノ君ニ豪傑ノ臣アリテ、真ノ經濟ヲ行ハンニハ、末世逆モ不可ナルコトナシ」（274）と、制度建立による改革の可能性を否定しない。しかし、「明君賢相古ヨリアヒ難ク、君臣合體スルコト甚稀ナル故ニ、異国モ此国モ、經濟ノ成就スルコト極テ難シ。サレバ眞ノ經濟ニ非ズシテ、舊政ヲ改メ、眼前小々ノ利害ヲ見テ、一時ノ便宜ヲ計ルハ、人民ヲ擾乱スル道ニテ、国家ノ大害也」（273）と、その可能性よりも危険性を指摘して、改革の失敗による突然死ではなく、老子の無為や墨子の兼愛、法家の刑名法術など諸子の所説もその良い所を活用しながら、对症

療法的に個々の問題を緩和しつつ、緩やかに終わりへと向かうべきであるというのである。

徂徠も決して幕府の終わりを視野に入れていないのではないが、制度建立による改革で、「早く衰へぬやうにして、天年を終しむる」(荻生 [c. 1721] 464) ことができる、その寿命を延ばせると考えていた。それに対して、春台は最早制度建立に見切りを付け、「聖人ノ道モ、悪ク行ヘバ天下国家ヲ乱ル」(太宰 [1729], 278) とまで言い切り、「只今ノ世ハ世ノ万事ヲ止テ、偏ニ無為ヲ行フベキ時節」にあたっては、人民を疲弊させるだけである積極的な統治も対症療法的な統治をも放棄し、老子の無為を採用して、その終焉を緩やかに穏やかにすること、「国運ヲ少モ長クスルコト」(277) を望むだけだったのである。

このように、春台は自ら生きる時代を「末ノ世」といっているように、この「無為」における所説は、松浦氏のいうような現実への妥協とそれによる価値の転換を意味するのではなく、小島氏のいうように政治的ニヒリズムを見るべきであろう。

それでは、続く「易道」についてであるが、松浦氏は次の一文を引用して、『六経』に基づく復古を理想とする「古学への完全なる反逆」(松浦 [1965] 247) を指摘する。

以上ノ五経(詩、書、礼、楽、春秋)ハ、国家ヲ治ル当用ノ道也、此五ツヲ以テ政ヲ行ハ、事足ヌベキニ、易经ヲ加テ六経ト称スルハ、何故ゾヤ、已上ノ五経ハ、先王ノ天下ヲ治メ玉ヘル常道ナレバ、是ヲ用テ国家ヲ治メバ、百世ノ末迄モ政ニ弊ナク、国ノ危ク乱ル、コトモナカルベキ道理ナルニ、先王ノ天下モ、末世ニ及デハ政ニ弊生ジ、人間ニ乱臣賊子モ出デ、国家危フシテ、卒ニハ禍乱起リテ滅亡スルニ至ル、是則陰陽消長ノ理ニテ、物極リテハ変ズル天地ノ常数アル故也、是則易道也(太宰 [1729])

287. 括弧内引用者)

つまり、古学における完全な理想的社会である「聖人の世さえも変化させてしまうほどの原理である易」(松浦 [1965] 248) を説くことで、古典に基づいて社会を復古させようとする主張は相対化されるというのである。それでは、春台は具体的に易道について、どのように理解しているのであろうか。

春台は、「易道ノ大綱ニハ三ツアリ、一ツニハ時ナリ、二ツニハ数ナリ、三ツニハ陰陽也、此三ツヲ知レルハ、易道ヲ知タル也」(太宰 [1729] 280) といい、「易道」が基本的に時、数、陰陽から成るといふ。

まず、時については、易の六十四卦三百八十四爻が時を明らかにするものであるとした上で、次のようにいう。

凡天下ノ人事ニハ種々ノ変アリ、変ハ皆時也、国家ヲ経営シ、民ニ蒞ミ事ヲ知ル者ハ、時ヲ知テ変ニ応ズルヲ智トス、世ニ盛衰アリ、国ニ治乱アリ、家ニ安危アリ、人主ニ明暗アリ、事務ニ可不可アリ、此等ノ類ヲ時トイフ(280)。

すなわち、時とは時代の変化のことであり、変化を認識し対応することが智であるとして、「国家ヲ治ムル者ハ、只今ハイカナル時ゾトイフコトヲ分別シテ、其時ニ宜キ政ヲ行フベシ」(280) と統治も時代の変化に応じたものであるべきことを説き、更には、「縦堯舜ノ道ニテモ、時ト齟齬シテハ、決シテ行ハレズ」(280) と、ここにおいても、「無為」で認めたように、普遍的であるべき聖人の道、先王の道が時代によっては通用しないことを認めて、相対化してしまうのである⁶⁾。

続いて、数についてであるが、これは「凡天地万物、何ニテモ数ナキ者ハナシ、人ノ上ニテ言ヘバ、生ル、ヨリ死スル迄、禍福升沈皆数ア

り、鳥獸魚鼈ノ生死、草木ノ榮枯皆数アリ」(280-1) というように、いわば運命である。この運命である数は、「天地万物自然ノ数也、此数ハ神聖ノ力ニテモ移変スルコト能ハズ」(281)、聖人であっても変えることのできない絶対的なものであるという。ここにおいて、再び易道の前に聖人は相対化されるのである。この数は当然国家にも存在するのであり、「国家ノ治乱興廢存亡、皆本自然ノ数アリ、人力ノナス所ニ非ズ、治マラントスル国ハ、誰治メズトモ治ル、乱レントスル国ハ、聖賢有リテモ、是ヲ治テ乱レザラシムルコト能ハズ」(281-2) というように、運命論を徹底させ、最早人間の能動性を否定しているかのような表現である。

そして、国家の運命について、春台は人間の運命をよく纏めていると評価する仏教の四苦(生老病死)に喩えて、人が老いれば病むように、国家も末世になれば困窮し秩序が乱れることは必然であり、「凡此生老病死ハ数ナリ、一定シテ変ゼザル者也、老病ノ時ヲ本ニ返シテ生ノ時トナシ、死ヲ変ジテ不死トナス事ハ、聖神ノ神智ニモ及ビ玉ハズ」(282)、これを逆転させたり、回避することは聖人であっても不可能であるから、人間ができること賢明な統治の原則は、「若此数ヲ不知シテ、時ニ背ケル政ヲ出セバ、行ハレザルノミナラズ、却テ害ヲ生ズル也」

6) この時については、第一巻「経済総論」で述べられた時・理・勢・人情の中の「時」と同じであることが言われているが、第一巻の方では、中国が先王の遺制である封建制から郡県制に変わったのは時代の変化であり、日本は逆に郡県制から封建制へと変化したのであるから、時代の変化と齟齬して行われないことがあっても、一概に「古道終ニ国家ノ治ニ益ナシ」(太宰 [1729] 16)、すなわち、先王の道が時代遅れで無効であるというべきではないと、その有効性を弁証しようとしている。しかし、時代によって先王の道が通用するかしないかが決まるというのであるから、皮肉にも、春台は絶対的であるべき先王の道が相対的であることを認めてしまっている。

(282) というように、運命に随順するということになる。

このように、時(時代の変化)は数(必然的な運命)であり絶対的なもので、その前では、聖人もその制作した道も相対化されるものであると、春台は述べた上で、これに法則性があるという。それが三つ目の陰陽である。

春台は『易経』に従い、「天地ハ万物ノ父母ナリ、天ハ陽ナリ、地ハ陰ナリ、万物ハ天地陰陽ノ二氣ヨリ生ズル故ニ、一物ニ必陰陽ノ氣ヲ有ス、人生レテ身ニ父母ノ氣ヲ具スルガ如シ」(283)と、万物が陰陽の気から生じることをいうが、この陰陽は常に運動しており、それは「陽長ズレバ陰ハ消ス」(283)という法則性を有するという。

すなわち、春台によれば、陰陽は相克し交代する、それが消息であり盈虚であり消長であり、この陰陽交代の法則によって万物は運動しているのである。この対立するものの相互交代という法則を国家に当てはめ、上に見たような、時代の変化、運命は陰陽交代の法則によるものであるということであって、国家の運命も陰陽交代の法則、消長盈虚であるということになる。そして、この陰陽交代の時期についても、次のような法則性があるという。

然ルニ其交代スル所ハ極マラザレバ変ゼズ、終ハラザレバ始マラズ、故ニ消スルコト終レバ、息スルコト始マリ、息スルコト終レバ、消スルコト始マル、盈窮レバ虚シ、虚窮レバ盈ス、消長モ亦然ナリ、天下ノ治乱モ、治窮レバ乱レ、乱窮レバ治ル(284)。

また、「凡陰陽消息ノ道ハ、極レバ変ズ、極マラザレバ変ゼズ、極マリテ変ゼザルコトモナク、極マラズシテ変ズルコトモナシ」(285)とも言うているように、或る事態が対立する事態に交代するにはそれが究極まで必ず行かなければならず、途中で交代することはなく、自由に逆転さ

せることもできない。そして、ここでもまた、聖人は相対化されているのである。このように、厳然たる陰陽交代の法則によって変化する世界に対し、人間はこれを運命と受け容れる他ないとすれば、国を治めるべき智者・君子はどのように振る舞うべきか。

春台は、それについて、智者・君子は現前の事態が永遠でないことを知るだけであり、愚者と対比して、都合のいい希望を抱かず、また絶望しないという。そして、国家については次のようにいう。

国家ノ治乱興亡ニ於テ、亦往来有ルコトヲ知ル、サレバ賢者ハ治マレル世ニ乱ルコトヲ忘レズ、乱タル世ニハ乱窮マラザレバ、治ニ反ラザルコトヲ知テ、当然ノ事務ヲ思惟ス、興ル者アレバ亡ル者アリ、亡ル者アレバ興ル者アルコトヲ知テ、其身ヲ進退シテ、変ニ応ジ務ヲ勤ム、如是ナルヲ陰陽消息ノ理ヲ知レルトイフ(285、傍点引用者)。

先の「無為」で見たように、衰退の過程に入った以上は、法則に逆らわず衰退を徹底させて滅亡する他ないことを知り、「当然ノ事務ヲ思惟ス」、すなわち、理想を掲げて現実を変革しようと戦うのではなく、現実と妥協し、時代の変化に応じた方策について考えなければならないと、時代への妥協を正当化するのである⁷⁾。

このように、春台は易道とは時代の変化を運命付ける絶対的な法則であり、聖人と聖人の道を相対化させるものであることを認めたのであるから、松浦氏のいうように、これは古学への反逆であったと言ってよいものであった。そして、その相対化は、自らの時代が滅亡へと運命付けられた末世であるとの認識によって、復古的改革の断念と現実への妥協へと向かわざるを得ず、『経済録拾遺』への道を準備したと言っても過言ではないのである。

2. 藩営商業論

さて、『経済録拾遺』「食貨」は、藩財政の困窮についての嘆きと問い、それに対する答えから成るが、冒頭の問いは実際にどこかの藩士からの問いかけであったかもしれないが、恐らくは春台自らの観察と慨嘆であり、自ら立てた問いであると思われる。

それでは、どのような問いであったかというところ、凡そ三つに分けることができる。一つは、藩財政の困窮、二つには、数々の失敗、そして最後は、弥縫策の問題であった。すなわち、藩財政の窮乏に伴い、俸禄を削減し、それでも足りなければ、領民から金銭を徴収し、恒常的に大都市の商人から借金し、その債務が累増して、なお、財政の状態が一向に好転していないことを指摘し、これを憂慮して方策を巡らせる者があっても、それがいささかも成功しないことの原因について、短慮、領民の不支持、上層部との対立による失脚、領民への収奪強化、藩主の奢侈、あるいは、藩主の専制を失敗の理由に挙げ、このような問題がある間は、管仲や晏嬰のような賢相であっても、あるいは、比干や伍子胥のような忠臣であっても、この問題は決して解決しないことを改めて強調し、結局、弁舌巧みな者を重用し、詐欺的に商人からさらなる借金を引き出して、当座の資金を確保するような弥縫策に終始し、問題の解決を先送りし、窮乏

7) ここで注意しておきたいのが、「易道」で語られるのは一般的・普遍的な事柄であるということである。すなわち、一般的に、滅亡への過程に入っている場合には、現実との妥協をはかるほかないというのが、「易道」での議論であった。これに対して、「無為」においては、自らの生きる時代がその滅亡への過程に入っていることをいうのであって、そこには自ずから語調の違いがあるのが当然であろう。しかるに、筆者が積極性を見出す松浦氏よりも、ペシミズムを強調する小島氏を支持するのは、正に「無為」における絶望の方が、春台においては深刻であったのではないかと考えるからである。

を悪化させるだけであることを指摘するのである。

① 困窮と貨幣経済

それでは、春台はいかにして、この問題を解決すべきであると考えたかを見る前に、そもそもこの藩財政の困窮がどこに淵源すると見ていたかを検討しておかなければならない。結論から言えば、春台はあくまでもこの問題について、徂徠や『経済録』における自らの立場と同じく、「旅客」、すなわち、都市化と、それに伴う貨幣経済への巻き込まれによって起こったものであるとの考えを堅持しており、次のようにいう。

又当代は天下の人、貴賤となく、皆江戸に集りて、旅客なる故に、金銀にて万事用を足すこと習俗になりて、旅客にあらざる者も、旅客の如く、米穀布帛を宝とせず、金銀を宝とし（中略）、然れば今の世は、只金銀の世界にて、米穀は朝夕の飯食に充るまでにて足り、布帛は衣服に充つる迄にて足りりとす、其余は皆金銀にて、（中略）、天下の人、金銀を貴ぶこと、昔に百倍せり、されば今の世は、米穀布帛ありても、金銀乏しければ、世に立ち難し、小民の賤しき者のみに非ず、士大夫以上、諸侯国君も皆然なり、然れば今の世は、禄ある士大夫も、国君も皆商賈の如く、偏に金銀にて、万事用を足す故に、如何にもして金銀を手に入る、計を為す、是今の急務と見ゆるなり（291）。

② 藩営商業とその実例

『経済録』の時点において、この貨幣経済の浸潤への対策について、春台は、既に述べたように、仮にも社会秩序全体の維持と、それに不可欠な円滑な富の流通と分配を実現するという認識に立って、武士階級の購買力増進の必要性を説いて、米価・物価の統制を通して、貨幣経済

を統制するというを説いており、社会全体の利益をも一応は視野に入れていたと共に、現実的に支配的であった貨幣経済を放任すること認めていなかった。

しかし、「無為」「易道」におけるペシミズムを経た『経済録拾遺』の段階では、「国家に制度を立つことは本なり、制度なくして、風俗敗れ、国用足らざるを、此まゝにて当前の急を救はんとするは末なり」（290）として、制度建立による全体的統制という原則を保持しつつも、「然れ共天下の制度を改むることは、一国の力の及ぶ所にあらず、天下の制度改らずしては、善き経済は行はれず、さればとて、一国は一国の経済にて、如何様にもなるべき事を、一向に棄置きて位つめにするは、智術なきなり」（290-1）と、あくまでも一藩単位の場合と断りを入れた上で、復古的な改革への意志は放棄され、現実的に妥協することがはっきりと以下の一文に表明されている。すなわち、「金銀を手に入る、術は、売買より近きことなし」（291）。春台は、ここにおいて、貨幣経済に妥協して、武士の商業への参加という方策を説くに至ったのである。とはいえ、これは別に春台の独創ではない。

国産奨励、国産専売といった藩による商業への参入が、全国的に盛んになるのは、全国的に十八世紀中盤以降であるが、吉永昭氏の研究によれば、享保年間以前にも、全国的に存在しており、早いものでは、寛永年間から津和野藩や岩国領は紙の専売を実施し、金沢藩も塩の独占販売を実施していた（吉永〔1973〕）。春台は、これらの実施されている政策を理論的に正当化したに過ぎない。

春台も、「当代にも、昔より売買にて国用を足し、禄食に代ふる国あり」（291）と、その実例として、対馬府中藩（宗家、十万石格）、松前藩（松前家、一万石格）、薩摩藩（島津家、七十二万九千五百石）、津和野藩（亀井家、四万三千石）、浜田藩（松井松平家、五万石）、紀伊新宮藩（水野家（紀州藩附家老）、三万五千石）⁸⁾の六つの

藩を挙げる。

これらは、島津藩を除いてはいずれも小藩であり、対馬・松前両藩に至っては、石高が家格の表示に過ぎず、実際には、対馬で米五千石弱、松前は無高⁹⁾であった。春台は、これらの小藩が農業生産力が脆弱でありながら、石高に数倍する富を得ていることに着目し、「此等の経済に倣て、計策を用ひ」(292)というように、これらの藩の政策を模倣することを勧めるのである。

③ 藩営商業の方法

(1) 商業への課税とその問題点

春台は、藩営商業の具体的な方法について論じる前に、まず商業への課税について論じる。すなわち、古代から米穀以外の農産品、工芸品から課税(現物徴収)することがあり、日本においても、運上として金銭による徴税が行われていると認めながらも、商業への課税が民にとって負担であるという。すなわち、兵農分離以前は、軍役の人馬を農民が出していたので、年貢率が一割という低率で済んでいたのが、兵農分離によって、軍役の人馬を藩が常備するようになったために、年貢率が四割にまで上がってしまったため、「此の如く田租を多く取る上に、又山海の物産或は其の他の貨物より征税を出さしむれば、民苦しむ」(293)というように、ただでさえ重くなった年貢負担に加えて、商品にまで課税すれば民が苦しむというのである。そして、そうでありながら、財政難に苦しみ、新たに課税を開始した藩では、民心が離反し騒動が起きていることを指摘する。

また、春台は商業への課税の負担増加以外の

8) あくまでも紀州藩の附家老として大名とは認められて居らず、正式に藩となったのは明治元(一八六八)年である。

9) 当時の蝦夷地では米が取れなかったため。また、一万石格となったのは享保四(一七一九)年のことである。

弊害についても、次のように挙げている。

凡諸国にて運上ある程の貨物は、民の心に、領主には定りたる禄秩ありて、租税を取るは勿論なるに、其外に民間より土産貨物に、又征税を出すは、非理なることのやうに思ひて、或は運上を難渋し、或は其物産の中にて、悪しき品を運上に出して、良き品をば他所の商人に売ることあり、其事発覚すれば、有司之を責めて、其姦を禁ぜんとする故に、罪人出来て、是亦民の愁苦となる、運上にはヶ様の弊あり(294-5)。

すなわち、藩主には知行があり、そこから正当な収入である年貢を徴収する上に、民間に課税するのは不当であると領民が考え、運上の支払いを嫌がり、あるいは、商品のうち品質の劣るものを上に納めるようになり、これを罰することで、民衆の苦しみとなるとして、商業への課税を批判したのである。

その上で、「澆季の風俗にて、淳ならぬ民を、姦猾の吏人、之を主る故に、種々の弊政出来るなり」(295)と、澆季、すなわち、末世における風俗の退廃を指摘して、武士・民衆ともに断じており、ここにも、春台のペシミスティックな時代観を窺うことができるであろう。

(2) 藩営商業の方法

このように、商業への課税の非について挙げた春台は、貨幣収入の獲得のために藩が商業に参入すべきことを説くのであるが、その方法について、まず国産を奨励すべきこと、そして、これを専売すべきことを挙げる。

まず、国産の奨励については、次のようにいう。

大小諸侯の国に、何と云ふことなく、土産なきは非ず、土産の出づるに多きあり、寡きあり、土産少き所は、其民を教導し、督責して、土地の宜に従ひて、百穀の外、

木にても草にても、用に立つべきものを植ゑて、土物の多く出るやうにすべし、又国民に宜しき細工を教て、農業のひまに、何にても人間の用に立つべきものを作り出さしめて、他国と交易して、国用を足すべし、是国を富ます術なり（292、傍点引用者）。

すなわち、いずれの藩にも特産品があり、その生産量に多寡があるのみであるから、生産量が少ないところでは、領民を教え導くとともに、「督責」、すなわち、強制的に、商品となるべき特産品を生産させるとともに、工芸品を製作させて、これを他国と交易して、貨幣収入を得るべきであるという。ここで思い起こされるのは、上で見たような、徂徠の生産奨励策や『経済録』における尽地力論である。特に、武士が農民を教導して、生産力を向上させ、また、特産品を生産させるという徂徠の所説は近いように思われるのであるが、しかし、両者の間には、拭い難い大きな差異が存在する。それは、その目的である。

既に述べたことを繰り返すが、徂徠の生産奨励は、あくまでも自給自足の延長として考えられるべきものであって、それは、『経済録』における尽地力論においても同じであった。これに対して、『拾遺』における国産奨励の目的は、「他国と交易して、国用を足す」ところにあるのであって、その目的において正反対であると言えるのである。

さて、その生産物をいかにして具体的に販売するかということについて、春台は、次のように説明する。

今の経済には、領主より金を出して、国の産物、諸の貨物を、悉く買ひ取りて、(中略)、近傍の国と交易すべき物をば、交易もすべし、大方は江戸、大坂の両所に送りて、府庫に納め置き、国民の中にて、良賈一人を選びて、江戸、大坂に居住せしめ、之を

蔵主として、他の商賈より丟標を取りて貴き価に売るべし、有禄の士の中にて、清廉なるもの一兩人を扱ひて、其事を監せしむべし（293-4）。

すなわち、専売商品を藩が直接的に独占購入し、領内および領外への移出を独占するとともに、領内や近隣と交易するとともに、大半を三都において販売するというものであった。これ自体は、堀江〔1963〕においても明らかなように、一般的に行われていた方法であって、春台の独創ではない。しかし、松浦氏も指摘するように（松浦〔1965〕251）、藩主と領民との間に貨幣取引関係が導入されることを是認したことは、春台において、職分社会論が破綻しつつあったことを示しており、その極北が海保青陵に見られることになるだろう。

そして、江戸や大坂で実際に販売に当たるのは、領内の商人の中から選ばれた者で、それが藩から派遣された二人の武士の監視の下、入れ札によって価格を定めて販売するようにせよ、というのが春台の主張であった。ここで、着目すべきであるのは、販売に当たる蔵主が江戸や大坂の商人ではなく、領内の商人であることであろう。ここに、藩益（国益）の保持に対する強い意識の芽生えを見ることができ、これは中央市場の支配から離脱しようとする各藩の動きに同調するもので（吉永〔1973〕）、藩益の増進を図る各藩の経済政策に対応する思想が、春台において形成されてきたことを示すものであるだろう。

④ 原則の保持と断念

②でも見たように、春台は一藩の困窮を解決するには、天下の制度建立を待つことができず、取り敢えず眼前の問題を解決すべく、藩が自ら商業に参加し、貨幣を獲得しなければならないと、制度の改革によらなければ、経済問題の根本的な解決は不可能であるという原則を保持し

つつも、議論を藩単位に限ることにおいて、その断念を正当化したのであるが、これについて、改めて次のようにいう。

今澆季の世を、昔の如く金銀も、銭も少くして、国用足り、士民不便ならぬやうにせんには、大善なれども、天下の制度を改め、人民の風俗を易へずしては及び難し、然れば只一国の計策にては、金銀を豊饒にするより外の事なし、金銀を豊饒にする術は、市買より近きことなし、世に管仲が如くなる賢者ありて、桓公の如くなる君に用ひられれば、必ず此術を行ふべし (294-5)。

まず、ここでもまた「澆季」、すなわち、現在が末世であるといっていることに注意しておきたい。この良医によっても手の施しようがない末期患者のようなものである、この末世においては、最善策である制度建立は難しく、特に、藩単位では、結局、藩が直接商業に参入して貨幣収入を獲得する他はなく、これを正当化するに、管仲を持ちだして、かの名宰相も必ず同じようにするであろうと断言するのである。小島氏も指摘しているところであるが、時代認識において老荘思想に接近して現実性を認め、現実的政策においては、法家に近い管仲の名を持ちだして正当化するなどというところにおいて、春台における儒教的世界観の崩壊をここにも見出すことができるのではなかろうか (小島 [1994] 90-7)。

そして、最後に、「今県官長崎にて、海泊の貨物を買取りて、海内に売り出さるゝは、正しく市買なり、諸侯其国の土産を以て、他所に市買せんに、何の憚る所あらんや」(296)と幕府の長崎貿易を挙げて、開き直るようにして、武士の経済参加を結局正当化することをもって、その結論としたのであった。

IV おわりに

このように、春台の経済論を『経済録』と『拾遺』によって通観してきたが、ここから言えるのは、『経済録』と『拾遺』との間にあるのは連続ではなく転回であり、しかも、それは積極的な認識の進化ではなく、むしろ、ペシミスティックな現状認識に基づくものであったということである。

そして、春台の議論は、あくまでも幕藩体制的市場構造に依拠して、中央市場の優位性を認めており、国産物による自給自足という中央優位からの脱却を前提とする後期の経世論とそのまま連続するものではなく、むしろ断絶しているという、藤田貞一郎氏による注意(藤田[1966] 26-30)を念頭に置いた上でも、『拾遺』における藩営商業論という、いわば視野狭窄ともいべき変容が、後の林子平や海保青陵の経世論、すなわち、一藩単位の経営学的な議論の先鞭をつけ、爾後、経世論の主流となっていったことを鑑みるに、それが、現実の政治経済的動向を後追いたものに過ぎなかったとしても、春台の転回は、やはり近世日本における経済思想史の大きな転換点をなしたものであると言えるであろう。

参考文献

一次文献

- 荻生徂徠 [c. 1721] 『太平策』, 吉川幸次郎・丸山真男・西田太一郎・辻達也校注 [1973] 『日本思想大系 36 荻生徂徠』, 岩波書店。
- [c. 1725] 『政談』, 吉川幸次郎・丸山真男・西田太一郎・辻達也校注 [1973] 『日本思想大系 36 荻生徂徠』, 岩波書店。
- [1727] 『徂徠先生答問書』, 井上哲次郎・蟹江義丸編 [1970] 『日本倫理叢編六 古学派の部下』, 臨川書店。
- 熊沢蕃山 [1686] 『大学或問』, 後藤陽一・友枝龍太郎校注 [1971] 『日本思想大系 30 熊沢蕃山』, 岩波書店。

- 司馬遷〔c. 91B. C.〕『史記』「平準書」, 吉田賢杭〔1995〕『新釈漢文大系 史記(八書)』, 明治書院。
- 太宰春台〔1729〕『經濟録』, 滝本誠一編〔1914〕『日本經濟叢書 卷六』, 日本經濟叢書刊行会。
- 〔c. 1740s〕『經濟録拾遺』, 滝本誠一編〔1914〕『日本經濟叢書 卷六』, 日本經濟叢書刊行会。
- 田中丘隅〔1727〕『民間省要』, 滝本誠一編〔1915〕『日本經濟叢書 卷一』, 日本經濟叢書刊行会。

二次文献

- 東晋太郎〔1943〕『太宰春台の經濟倫理』, 敝文社。
- 大石慎三郎〔1961〕『享保改革の經濟政策』, 御茶の水書房。
- 〔1965〕「元禄・享保期の經濟段階」, 古島敏雄編〔1965〕『日本經濟史大系4 近世下』, 東京大学出版会。
- 蔵並省自〔1990〕『海保青陵經濟思想の研究』, 雄山閣。
- 小島康敬〔1994〕『徂徠学と反徂徠』, ペリかん社。
- 小室正紀〔1999〕『草莽の經濟思想』, 御茶の水書房。
- 篠崎英二〔1990〕「為政者的經濟論の登場」, 杉原四郎・逆井孝仁・藤原昭夫・藤井隆至編〔1990〕『日本の經濟思想四百年』, 日本經濟評論社。

- 武部善人〔1997〕『太宰春台 転換期の經濟思想』, 御茶の水書房。
- 辻達也〔1976〕『享保改革の研究』, 創文社。
- 中村孝也〔1927〕『元禄及び享保時代における經濟思想の研究』, 国民文化研究会。
- 〔1941〕『白石と徂徠と春台』, 万里閣。
- 野村兼太郎〔1939〕『徳川時代の經濟思想』, 日本評論社。
- 速水融〔2003〕『近世日本の經濟社会』, 麗澤大学出版会。
- 速水融・宮本又郎〔1988〕「概説」, 速水融・宮本又郎編〔1988〕『日本經濟史1 經濟社会の成立』, 岩波書店。
- 藤田貞一郎〔1966〕『日本經濟思想の研究』, 吉川弘文堂。
- 穂積文雄〔1942〕『先秦經濟思想史論』, 有斐閣。
- 堀江保藏〔1963〕『国産奨励と国産専売』, 塙選書。
- 松浦玲〔1965〕「近世後半期の思想」, 奈良本辰也編〔1965〕『近世日本思想史研究』, 河出書房。
- 吉永昭〔1973〕『近世の専売制度』, 吉川弘文堂。
- 渡邊與五郎〔1971〕『日本經濟思想史 太宰春台の研究』, 文化書房博文社。